

# 11 洗室

## ▶ 整備基準抜粋

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室を設ける場合においては、そのうち1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める構造とすること。

- ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- イ 脱衣所及び洗い場の出入口は、それぞれ1の項(2)のイに定める構造とすること。
- ウ 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。
- エ 脱衣所、洗い場及び浴槽には、手すりを適切に配置すること。
- オ 1以上の水栓器具は、レバー式その他操作が容易なものとすること。
- カ 1以上の浴槽は、洗い場の床面から浴槽の上端までの高さを、車いす使用者が利用しやすい高さとすること。

## ▶ 目標となる基準抜粋

多数の者が利用する浴室を設ける場合においては、そのうち1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の浴室は、次に定める構造とすること。

- ア 同上
- イ 脱衣所及び洗い場の出入口は、それぞれ1の項(1)に定める構造とすること。
- ウ 同上
- エ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保していること。
- オ 脱衣所、洗い場及び浴槽には、手すりを適切に配置すること。
- カ 1以上の水栓器具は、レバー式その他操作が容易なものとすること。
- キ 1以上の浴槽は、洗い場の床面から浴槽の上端までの高さを、車いす使用者が利用しやすい高さとすること。

## ▶ 解説

### ア 適用

- ・ 公衆浴場、スポーツ施設、宿泊施設等において、共用の浴室を設ける場合は、少なくとも1以上（男女の別があるときはそれぞれ1以上）について、高齢者・障害者等の利用に配慮することが求められる。

## ▶配慮事項

### ア 寸法

#### (ア) 出入口

- ・出入口前後に車いす使用者が直進でき、方向を180度転回できる空間（140cm角）を設けることが望ましい。

#### (イ) 浴槽

- ・浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは車いす座面と同程度の高さ40cm程度とすることが望ましい。

#### (ウ) 洗い場

- ・浴室に車いす使用者用洗い場を設ける場合、車いすから移乗しやすい形状とし、車いす座面と同程度の高さ40cmとすることが望ましい。

- ・下部には車いすのフットレストが入るようにスペースを確保することが望ましい。

#### (エ) 設備・備品等

- ・洗い場周囲及び浴槽周囲に手すりを取り付け、必要に応じ連続させることが望ましい。

- ・手すりは水平及び垂直に取り付けることが望ましい。

- ・必要に応じて浴槽内にも手すりを設置する場合がある。

#### (オ) 水栓

- ・浴室用水栓においては、湯水の混合操作を容易にするため、サーモスタッフ（自動温度調節器）の付いたレバー式が望ましい。

- ・サーモスタッフ（自動温度調節器）の付いた水栓には、適温の箇所に認知しやすい印等をつけることが望ましい。

- ・個室用の浴室の場合、洗い場から手が届きかつ浴槽に座ったまま操作可能な取り付け高さとすることが望ましい。

- ・点字を読めない視覚障害者も多いため、点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内を併用する等の工夫が望まれる。

- ・浴槽からの湯水の溢れ出しを防止するために、水栓は定量止水機能のついたものとすることが望ましい。

- ・洗場での動作やとっさの時に、水栓金具だけがをしないような取り付け方法、取付位置、水栓金具の形状に配慮する。

#### (カ) シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けることが望ましい。

#### (キ) 非常用通報装置

- ・非常用通報装置を設置することが望ましい。洗い場及び浴槽から手の届く位置にループやひもをつけて設けることが望ましい。

#### (ク) 移乗台及び介助スペース

- ・浴槽の回りには、2方向以上から介助できるスペースを設けることが望ましい。

- ・車いす使用者の利用に配慮して、個室用の浴室には、浴槽の縁の1箇所に車いすから移乗できる移乗台を設けることが望ましい。移乗台の高さ及び奥行きは浴槽と同程度とし、幅は45cm以上とすることが望ましい。

#### (ケ) 収納棚

- ・車いすでの使用に適する高さ及び位置とすることが望ましい。

下端30cm程度、上端150cm程度、奥行き60cm程度

- ・下部には車いすのフットレストが入るスペースを確保することが望ましい。

#### (コ) 脱衣・洗面所の設備

- ・脱衣所にはベンチを置き、その高さは車いすの座位の高さ（40～45cm）程度とする。

- ・洗面設備を設ける場合は、便所における洗面所の整備基準に適合させる。

- ・必要に応じ上部にぶらさがり用の吊り輪又は壁面に縦てすりを設ける。

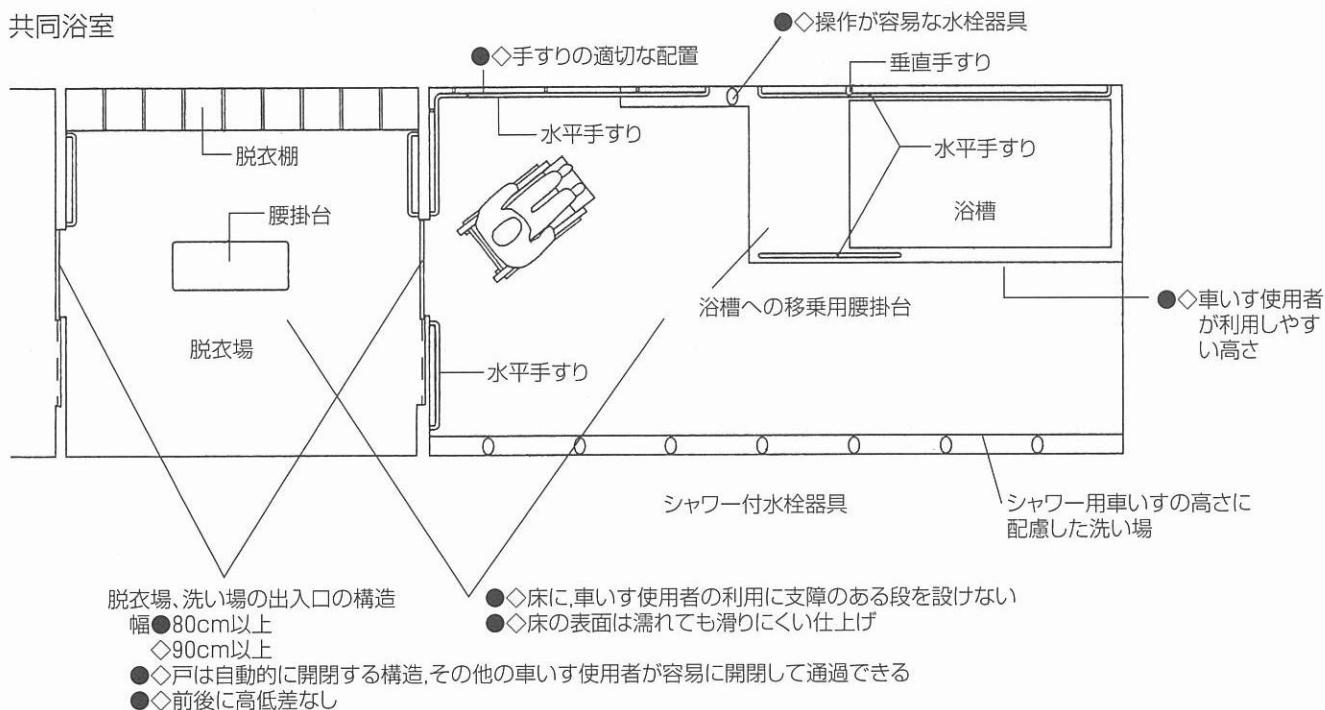
#### (サ) 仕上げ

- ・床は濡れても滑りにくく、かつ転倒時や床をはって移動する場合を考慮し、体を傷つけない仕上げとすることが望ましい。

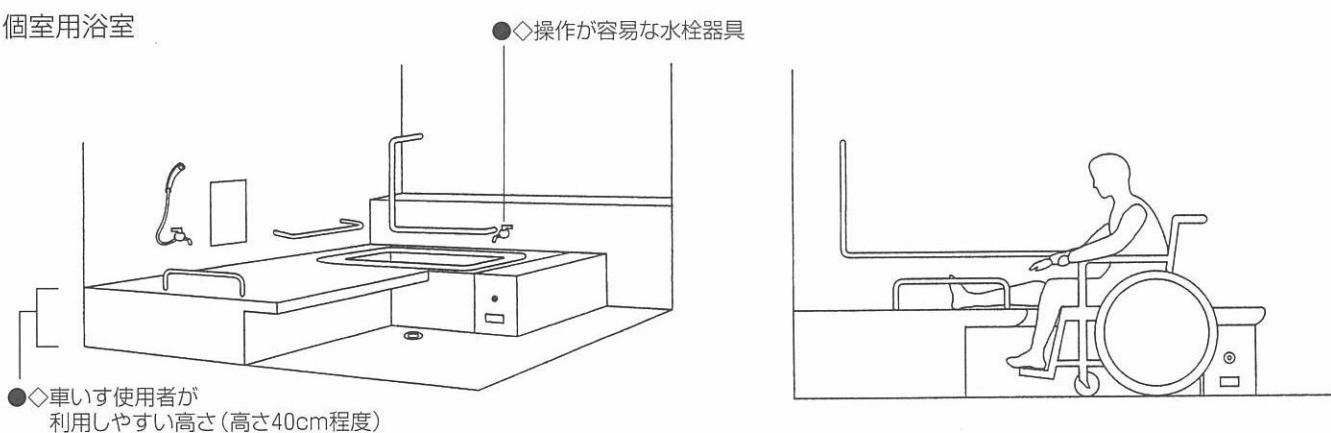
- ・浴槽の床は、滑りにくく、体を傷つけない仕上げとすることが望ましい。

## 便所の設備例

### 共同浴室



### 個室用浴室



凡例

●印：整備基準に定めるもの

◇印：目標となる基準に定めるもの

無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項